

県税における個人番号・法人番号の取扱いについて

○平成28年1月1日以降に提出される申告書等について、個人番号・法人番号の記載が開始されます。

○ただし、本人へ交付される通知書等の税務関係書類など、国税分野及び社会保障分野における番号の利用方法との整合性等を勘案し、個人番号を当面記載しない取扱いのものもあります。

<個人番号・法人番号欄が設けられた手続き等>

主なもの	番号欄	記載対象時期等
個人事業税	○	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
法人住民税	○	平成28年1月1日以降に開始する事業年度の申告書から
法人事業税		
不動産取得税	○	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から
自動車税・自動車取得税	×	—
県たばこ税、ゴルフ場利用税、 軽油引取税(免税軽油等を除く)、 産業廃棄物税	○	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から
狩猟税	×	—
その他申請書・届出書 (平成28年1月1日以降に提出すべき 申請書等から)	×	障害のある方が利用する自動車等に係る減免(自動車税・自動車取得税)
	○	上記以外の減免等
	×	納税証明書交付申請